

チェックしなくちゃ。最低賃金

香川県の最低賃金

◎地域別最低賃金

香川県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件 名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	792円	平成30年10月1日

◎特定最低賃金（産業別最低賃金）

下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

件 名	時間額	適用除外される労働者 （この欄に掲げる労働者は、上記の 香川県最低賃金が適用になります。）	効力発生年月日
冷凍調理食品製造 業最低賃金	793円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理の業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	平成30年12月15日
はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製 造業最低賃金	915円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成30年12月15日
船舶製造・修理 業、船用機関製造 業最低賃金	928円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成30年12月15日
電子部品・デバイ ス・電子回路、電 気機械器具、情報 通信機械器具製造 業最低賃金 （＊光ディスク・ 磁気ディスク・磁 気テープ製造業、 電池製造業、その 他の電気機械器具 製造業を除く）	862円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）	平成30年12月15日

○使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

○最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

【最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先】

香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

労働基準監督署

・高松 087-811-8946

・観音寺 0875-25-2138

・丸亀 0877-22-6244

・東かがわ 0879-25-3137

・坂出 0877-46-3196